

次世代育成支援対策推進法に基づく
遠別町特定事業主行動計画
～仕事と子育ての両立支援プログラム～

令和3年4月

遠 別 町

次世代育成支援対策推進法に基づく遠別町特定事業主行動計画

遠別町特定事業主行動計画（第2次後期計画）を次のように定める。

令和3年4月1日

遠別町
遠別町議会
遠別町教育委員会
遠別町農業委員会

1 計画策定の背景と目的

我が国における急速な少子化の進行等に鑑み、時代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備に社会全体で取り組みことを目的として、次世代育成新対策推進法（平成15年法律第120号）が平成15年7月に制定された。

同法では、国や地方公共団体の機関等を「特定事業主」と定め、一事業主としての立場から、自らの職員の子供たちの健やかな育成のための計画（特定事業主行動計画）を策定するよう求めている。

本町においては、平成18年度から平成22年度までと平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「遠別町特定事業主行動計画」を策定し、職員の仕事と子育ての両立支援のための各種の取り組みを行ってきた。

このような中、国においては、次世代育成支援対策の推進及び強化を図るため、平成26年4月に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）」を制定し、時限立法である次世代育成対策推進法の有効期限が10年間延長され、「行動計画策定指針」についても同年11月に改定されたところであり、それらを踏まえて策定した「遠別町特定事業主行動計画（第2次前期計画）」に基づき、改定後の行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、遠別町の各機関等が特定事業主としての立場から、職員の仕事と子育ての両立を支援し、男性も、女性も、子どもがいる・いないにかかわらず、職員一人ひとりが、取り組みの重要性を認識し、職場全体で取り組み、本町の次世代育成支援対策の更なる推進を図ってきたところである。

後期計画として策定した本計画では、前期計画における取り組みの中で未だ目標値に到達していない項目も多いことから、前期計画の取組項目を継承しつつ、目標値の到達を目指し、一層の取り組みの推進を図るものである。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各機関の認識を共通のものとし、全庁的な理解の下で取組みを進め、必要に応じて計画の見直しを行う。

4 対象職員

本計画は、臨時的任用職員を除く全ての本町職員を対象とする。なお、対象職員の勤務形態、勤務環境、取扱業務等については、職種や勤務場所等により各々違いがあるが、各任命権者及び所属長は、職場の実情に応じて本計画の具体的な取組みの推進に努めるものとする。

5 具体的な内容

(1) 職員の勤務環境に関する取組み

① 妊娠中及び子育て中の職員に対する配慮

ア 職員の母性保護、母性健康管理及び仕事と子育ての両立支援の観点から設けられている業務軽減等の措置、特別休暇、育児休暇など、各種制度の周知徹底を図る。また、出産費用の給付等経済的な支援措置についても、併せて周知する。

イ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、必要に応じて業務分担の見直しを行うものとする。また、妊娠中又は出産後1年以内の職員から請求があった場合には、業務軽減等の措置を図る。

② 男性の子育て目的の休暇等の取得推進

ア 父親となる職員が、子どもの出生時に、連続5日間の休暇（特別休暇と年次休暇の組み合わせ）を取得できるように、職場環境の整備を図る。

イ 父親となる職員が取得できる、配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業等について周知を図り、これらの休暇等の取得を推進する。

また、これらの休暇等について、職場における理解が得られるための環境の整備を図る。

②の取組みを通じ、男性職員の育児参加休暇の取得率を、令和7年度に30%とする。

③ 育児休業等を取得しやすい環境の整備

ア 育児休業等の仕事と子育ての両立支援制度に関する制度の周知を図る。特に男性職員に対しては、配偶者の産後8週の期間における短期の育児休業等の取得について管理職が積極的に促すことにより、男性職員の

子育て参加に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成する。

- イ 妊娠を申し出た職員に対し、育児休業等の制度、取得手続及び経済的支援についての説明を行う。
- ウ 子を養育する職員と育児経験者等との情報交換の場を設ける等、子育てに対する不安解消に努める。
- エ 育児休業中の職員に対して、休業期間中の通知等の送付等の情報提供を行うなど、円滑な職場復帰の支援を行う。

①から③の取組みを通じ、育児休業の取得率の目標値を令和7年度に男性100%、女性100%とする。

④ 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減については、現在、子育てをしている職員だけでなく、その他の職員も含め、職場全体で超過勤務縮減に向けた取組みを進める。

- ア 会議・打合せについては、効率的な運営に努めるとともに、定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図るなど業務の見直しを進める。
- イ 超過勤務の多い職場については、超過勤務縮減に向けた意識啓発を図る。
- ウ 超過勤務の特に多い職員については、自己の業務の見直しや改善を促し、効率的な業務遂行に努めさせる。
- エ 定時退庁に努める。

④の取組みを通じ、各職員の1年間の超過勤務時間数について、10%削減に努める。

⑤ 休暇の取得の促進

現在、子育てしている職員だけでなく、その他の職員についても積極的に休暇を取得するとともに、休暇を取得した際の相互応援体制の整備を積極的に進めるなど、職場全体で休暇を取得しやすい雰囲気醸成する。

- ア 育児時間や子の看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対し、100%取得できる職場の雰囲気醸成を図る。
- イ 各課等において、休暇計画表を作成し、計画的な年次休暇の取得促進を図る。
- ウ 年次休暇の取得率が低い課等は、意識啓発に努める。
- エ 安心して休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができ

る体制を整備する。

オ 国民の祝日や夏季休暇と併せた年次級の取得及び家族の誕生日や子どもの学校行事等における年次休暇の取得促進を図る。

カ 年1回、夏季休暇や年次休暇等を組み合わせた1週間程度の長期休暇の取得促進を図る。

⑤の取組みを通じ、職員1人当たりの平均年次休暇取得日数の目標値を、令和7年度に15日とする。

⑥ 人事評価への反映

仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくりに向けて採られた行動については、人事評価において適切に評価を行う。

(2) 固定的な性別役割分担意識の是正のための取組み

- ① 職員に対し、性別役割分担意識の是正についての意識啓発を行う。
- ② ハラスメント防止のための啓発、研修等を行う。
- ③ 子育てを行う女性職員の活躍を推進するため、研修等の実施により女性職員のキャリア形成を支援する。

(3) その他の子育て支援に関する取組み

- ① 子育てバリアフリー
子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう努める。
- ② 子ども・子育てに関する地域貢献活動
 - ア 子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、各種学習会等の行使やボランティアリーダー等として職員が積極的に参加できるよう配慮する。
 - イ 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域の交通安全活動や自主防災活動等に職員が積極的に参加できるよう配慮する。
- ③ 子どもと触れ合う機会の充実
レクリエーション活動の実施に当たっては、職員のみではなく、子どもを連れた家族が触れ合う機会となるよう配慮する。